

## お金の心配について

Q.	A.
●限度額適用認定証	<p>加入している健康保険組合などに事前に申請して「限度額適用認定証」を発行してもらうことで、病院への窓口負担額をはじめから自己負担額のみにすることができます。多くの金銭を準備する等の経済的負担が軽減されます。</p> <p>▽問い合わせ先：加入している健康保険の窓口</p>
●傷病手当金	<p>病気休業中に被保険者とその家族の生活を保障するために設けられた制度で、被保険者が病気や怪我のために会社を休み、事業主から十分な報酬を受けられない場合に支給されます。</p> <p>【利用条件】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・事業所に雇用され、かつ健康保険に加入している</li><li>・仕事（通勤災害も含む）以外の原因で生じた病気や怪我で、会社を3日以上連続して休んでいる場合</li><li>・会社を休んでいる間、給料が支払われていない。または支払われていても傷病手当金の額より少ない。</li></ul> <p>▽問い合わせ先：加入している健康保険の窓口</p>
●障害年金	<p>公的年金（国民年金・厚生年金・共済年金）の加入者が病気やけがによって心身に障害を有し、日常生活や就労の面で困難が多くなった場合に受け取る年金です。</p> <p>【障害年金を受け取るための3つの条件】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・障害の原因となった傷病の初診日に国民年金・厚生年金・共済年金のいずれかに加入していること</li><li>・初診日前までに一定期間の保険料を納めていること</li><li>・障害認定日（初診日から1年6ヶ月を経過した日）において、障害の状態が一定の基準以上であること。</li></ul> <p>▽問い合わせ先：各年金事務所</p>